

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：日新興業株式会社
業者の住所：大阪府大阪市淀川区三国本町 1－1 2－3 0
- 2 指名停止措置期間：令和 7 年 5 月 2 1 日から同年 7 月 1 日まで（6 週間）
- 3 指名停止措置の範囲
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
- 4 事実概要
日新興業株式会社の代表取締役は、建設業法施行令第 1 条の 2 に規定する額を超える下請負契約を建設業許可を有しない者との間で締結していたことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 6 号に該当するとして、令和 7 年 3 月 4 日、近畿地方整備局長から監督処分（営業停止 1 0 日間）を受けた。
このことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」付表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。
- 5 指名停止措置理由
「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」付表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当するため。

指停止措置要領 付表第 2

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 1 3 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内